

徳島県情報公開審査会答申第187号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成29年3月30日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「〇〇流域（〇〇漁業協同組合、〇〇漁業協同組合、〇〇漁業協同組合連合会）の定期検査書及び漁業からの回答書及び経緯経過等が分かる書類（復命書及び依頼書）（H〇年度）（H〇年度）」の請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成29年4月13日、実施機関は、本件請求に係る公文書を次の(1)から(6)までと特定した上で、条例第8条第2号及び条例第8条第4号に該当する部分を非公開とする公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

- (1) 検査復命書及び検査書の交付について（平成〇年度〇〇漁業協同組合分）
- (2) 検査回答書の受理について（平成〇年度〇〇漁業協同組合分）
- (3) 水産漁業協同組合検査復命書及び検査書の交付について（平成〇年度〇〇漁業協同組合分）
- (4) 検査回答書の受理について（平成〇年度〇〇漁業協同組合分）
- (5) 検査復命書及び検査書の交付について（平成〇〇年度〇〇漁業協同組合連合会分）
- (6) 検査回答書の受理について（平成〇年度〇〇漁業協同組合連合会分）

3 審査請求

平成29年4月20日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

平成29年7月13日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

速やかな開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書及び反論書の主張を要約すると、審査請求の理由は、概ね次のとおりである。

公文書1部を除いて公開するとしながら、検査及び回答書の中で、あきらかに書類を抜き取る行為及び指摘・指導要綱・回答などを黒塗りする行為は違法であり、また、組合員数とか資源及び漁獲高は国の財産であり、その資料は全て公開すべきである。

(1) 条例第8条第2号の該当性

漁業協同組合（以下「漁協」という。）の財務内容、組織管理、事務運営等における是正又は改善を要する事項について、漁協は他の組織（農協・土地改良区）含めて、非課税対象であり、漁協の財務内容、組織管理（組合員数含む）、事務運営等の決算報告は、おおやけに公開すべきである。

(2) 条例第8条第4号の該当性

「県の機関が行う事務又は事務に関する情報」とあるが、過去に漁協の組合長等が逮捕された経緯がある。

(3) 結論

県の対応は、時代錯誤しており、公金の不正使用を防止するためにも、「〇〇流域（〇〇漁業協同組合・〇〇漁業協同組合・〇〇漁業協同組合連合会）」は、他の非課税団体と同じ要に、おおやけに公開すべきである。

因みに、〇〇漁業協同組合・〇〇漁業協同組合連合会は、同じ敷地内にあり、また、建設業者の代表と役員が、実質、同じ役員が理事長である以上、財務内容、組織管理（組合員数含む）、事務運営規定等及び決算報告は、他の団体と同じ要に、おおやけに公開すべきである。また、犯罪を取り締まる「マニアル資料」を隠蔽し隠す行為は悪質であり、正に、「枉法行為」及び公用文書毀棄罪、其のものである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書を要約すると、本件処分の理由については次のとおりである。

1 本件公文書について

本件公文書は、実施機関が検査終了後に徳島県農業協同組合等検査規則（昭和56徳島県規則第24号）（以下「規則」という。）第17条第2項の規定に基づき、被検査団体の財務内容、組織管理、事業運営等における改善又は是正すべき点を記載した検査書及び被検査団体に交付した検査書に対して、当該漁協が規則第18条第1項の規定に基づき、指摘事項に対する見解や今後執るべき方針等を理事会での協議を経て

決定し、実施機関に提出した検査回答書である。

実施機関は、検査書のうち「第2 検査総評」欄、「第3 改善を要する事項」欄及び「第4 検査結果とりまとめ表」欄の一部を、検査回答書のうち「検査指摘事項」、「見解・措置方針等」欄及び「措置予定時期」欄の一部を非公開とした。

2 本件処分の理由について

(1) 本件処分の参考となる過去の徳島県情報公開審査会答申について

過去の事例として、平成23年3月18日付け答申第111号が行われており、実施機関はこの内容に沿った決定を行ったものである。

(2) 条例第8条第2号の該当性

実施機関が非公開とした情報は、当該漁協の財務内容、組織管理、事業運営等における是正又は改善を要する事項及びそれに対する当該漁協の見解、今後執るべき措置、措置予定時期等であり、本号に規定する「法人その他の団体に関する情報」に該当する。

当該情報は、漁協の内部管理に属する事項であり、その取扱いは社会通念上当該法人の自由が尊重されるべきものである。よって、当該情報を当該漁協の意思に関わりなく公にすることは、当該漁協の自立性への不当な侵害となるおそれがあることから、当該情報は、本号本文に該当し、さらに、本号ただし書には該当しない。

(3) 条例第8条第4号の該当性

実施機関が非公開とした情報は、検査終了後に規則第17条第2項の規定に基づき当該漁協に交付した検査書の一部、及びこれに対して当該漁協が規則第18条第1項の規定に基づき実施機関に提出した検査回答書の一部であり、本号に規定する「県の機関が行う事務又は事業に関する情報」に該当する。

実施機関が非公開とした情報は、前記のとおり、当該漁協の内部管理分野として捉えられる情報である。

検査の実施に当たっては、実施機関と漁協との間の信頼関係の下、資料の提出や事情聴取等についての漁協の積極的な協力が不可欠であり、当該情報を当該漁協の意思に関わりなく公にした場合、漁協との間の信頼関係が損なわれ、漁協が検査に対して消極的な態度を取るなどして、適正な検査事務の実施に支障を生じるおそれがある。

よって、当該情報は、本号に規定する「県の機関等が行う事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当する。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方について

当審査会は、漁協に関する検査書類を部分公開とした処分に係る異議申立事案につ

いて答申した例がある（平成23年3月18日付け当審査会答申第111号（以下「先例答申」という。））ことから、本件処分の妥当性を判断するに当たっては、先例答申の考え方を踏襲する。

2 本件公文書について

本件公文書とは、実施機関が、平成○年度及び平成○年度に○○漁業協同組合、○漁業協同組合及び○○漁業協同組合連合会（以下「本件漁協」という。）に対して検査を実施し、その結果を取りまとめ本件漁協に交付した「検査書」及び本件漁協から提出された「検査回答書」である。

3 本件処分の妥当性について

当審査会が、インカメラで本件公文書を確認したところ、実施機関が本件処分で非公開とした情報は、前記第4の実施機関の説明のとおりであった。

以下、各情報の条例各号の該当性について検討する。

(1) 条例第8条第2号の該当性について

検査で指摘された本件漁協の財務状況等における改善又は是正すべき事項及びそれに対する本件漁協の見解及び措置方針については、本件漁協の内部管理に属する情報であり、その取扱いについては、社会通念上当該法人の自由が尊重されるものである。つまり、このような内部管理情報は、当該法人自らが積極的に公表する場合はともかく、当該漁協の意思にかかわらず公にすることは、当該漁協の自律性への不当な侵害となるおそれがある。

また、検査で指摘された事項については、公にすることにより、本件漁協の社会的信用に影響を与え、民間企業との間の競争的な地位を害するなど、本件漁協の今後の事業活動に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、本件処分において実施機関が非公開とした情報は、条例第8条第2号本文に該当し、同号ただし書に該当しないことから、本号に該当するため非公開とした実施機関の判断は妥当である。

(2) 条例第8条第4号の該当性について

本件処分において実施機関が非公開とした情報は、前記(1)のとおり、本件漁協の内部管理に属する事項である。漁協に対する検査は、捜査機関による捜索や差押えのような直接的、物理的な強制力の行使を伴うものではなく、検査の実施に当たっては、県と漁協との間の信頼関係のもと、資料の提出や事情聴取などについて、漁協の積極的な協力が不可欠であるというものである。よって、漁協の内部管理情報を当該漁協の意思にかかわらず公にした場合、漁協との間の信頼関係が損なわれ、漁協が検査に対して消極的な態度をとるなどして、適正な検査事務の実施に支障を生じさせるおそれがある。

したがって、本件処分において実施機関が非公開とした情報は、条例第8条第4号に規定する「県の機関等が行う事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当することから、本号に該当するため非公開とした実施機関の判断は妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成31年 1月10日	審議（第159回審査会）
2月19日	審議（第160回審査会）

徳島県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	職 業 等	備 考
喜多 三佳	四国大学 経営情報学部 教授	会長
小田切 康彦	徳島大学大学院 社会産業理工学研究部 准教授	
益田 歩美	弁護士	
松尾 泰三	弁護士	会長職務代理者

真鍋

恵美子

公認会計士，税理士